

史跡犬山城跡整備基本計画



「犬山城下絵図」明治4年（1871）犬山城白帝文庫蔵（部分）

令和7年（2025）6月

史跡犬山城跡整備基本計画

令和 7 年(2025) 6 月

犬 山 市



犬山城入口ゾーン（犬山市福社会館跡地）から史跡指定地を望む

例 言

1. 本書は愛知県犬山市大字犬山字北古券に所在する史跡犬山城跡の整備基本計画書である。
2. 整備基本計画策定事業は、文化庁の国庫補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）を活用して、犬山市が令和4～6年度にかけて実施した。
3. 本計画は、令和3年3月に策定された「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき策定した。
4. 本計画の策定にあたっては、犬山城調査整備委員会から専門的見地に基づく指導を受けるとともに、文化庁文化資源活用課、文化財第二課及び愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室の指導・助言を受けた。また、犬山城大手門枅形跡（犬山市福祉会館跡地）の整備方針については、犬山城管理委員会においても検討を重ねた。
5. 本計画の策定に関わる事務及び本書の編集は、犬山市教育委員会教育部歴史まちづくり課が行った。
6. 本計画の策定に関わる調査及び計画案作成業務は、その一部を株式会社文化財保存計画協会及び株式会社都市景観設計に委託した。
7. 本書に掲載した図版は、犬山市教育委員会において作成したものを中心に使用したが、既知の文献や業績の成果を使用させていただいたほか、下記の組織、個人の方々に絵図、古写真等の資料をご提供いただいた。典拠・出典については、各所に示している。
【資料提供者（五十音順、敬称略）】
公益財団法人犬山城白帝文庫、公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、宮田昭男
8. 本書にかかる諸記録は、犬山市教育委員会において保管している。

凡 例

- ・各曲輪の呼称については、天和元年（1681）以降の絵図において踏襲された最終的な呼称である「本丸」・「杉の丸」・「桐の丸」・「樅の丸」・「松の丸」を用いた。
- ・櫓、門等の建造物の呼称については、犬山城白帝文庫歴史文化館編『図説犬山城 改訂版』『犬山城櫓・門配置図』犬山城白帝文庫 2018年 に拠った。ただし、大手門枅形に所在する2つの門の呼称については、資料によって様々であり、これまで定まっていなかったため、絵図や文献等の資料上の表記を整理したうえで、下記の考え方にに基づき、枅形南西側に位置する門を「大手高麗門」、枅形北側に位置する門を「大手櫓門」とした。

【絵図、文献資料上の表記】

確実に近世にまで遡る資料で、2つの門を呼び分けている事例は下記のとおりである。

「高麗門」、「大手門」（「犬山城当分の絵図」寛文8年（1668）犬山城白帝文庫蔵）

「高麗門」、「矢蔵門」（「大手堀崩口之絵図」天和元年（1681）犬山城白帝文庫蔵）

「大手外之門」、「大手内之門」（「書拔（宝永5年犬山城破損所のうち高塀修補をめぐる手続きにつき尾張藩留書）」宝永5年（1708）犬山城白帝文庫蔵）

「冠木門」、「大手二階門」（「犬山之御城御修復ニ付追々之奉書 書拔（老中奉書の写）」享保13年（1728）犬山城白帝文庫蔵）

「冠木門」、「大手二階門」（「犬山之御城御修復ニ付追々之奉書 書拔（老中奉書の写）」享保 17 年（1732）犬山城白帝文庫蔵）

【呼称の決定に至る考え方】

「大手外之門」「大手内之門」は門の位置に基づく呼称であり、「高麗門」、「矢蔵門」、「冠木門」、「大手二階門」は門の形式に基づく呼称である。先に挙げた事例の内、門の位置で呼び分けているものは 1 事例のみであり、その他は門の形式による呼び分け、または形式と位置に基づく呼称が混在したもの（「犬山城当分の絵図」）となっている。

枅形南西側の門は、古写真により高麗門である可能性が高い。「冠木門」は現在の用法では別形式の門を示し、誤解を招く恐れがあるため、「高麗門」と呼称するのが適当である。

枅形北側の門は、多くの絵図で門の上に櫓を載せた形式で描かれており、櫓門（二階門）であったと考えられる。

従って、「大手堀崩口之絵図」にみられる「高麗門」、「矢蔵門」の表記が、大手門枅形の 2 つの門の呼称として適当である。ただし、「矢蔵」という表記は犬山城においては一般的に使用されておらず、多くの資料では「櫓」の字を使用しているため、「櫓門」と言い換える。

また、高麗門、櫓門は犬山城内に他にも存在しており、形式だけでは文章中で特定できない場合があることから、場所を示す「大手」を語頭につけ、「大手高麗門」、「大手櫓門」とする。

- ・ 樹木の種類は、すべてカタカナ表記とした。
- ・ 既に失われた歴史的建造物を発掘調査、資料調査等の成果に基づき再建する行為を「復元」、建物の改造の痕跡を基に、改造前の姿に戻す行為を「復原」とした。
- ・ 史跡指定地内の来訪者が見学するための通路、管理車両、緊急車両及び工事車両が通行する道路等を「園路」と呼称する。園路には、公開にあたって近代以降に整備されたもの、今後、園路・動線計画に基づき整備を予定しているもののほか、史跡の本質的価値の構成要素である大手道も主要動線となる園路として利用している箇所がある。従って、本計画では、大手道を遺構として扱う際には「大手道」と表記し、園路として扱う際には「園路としての大手道」と表記している。
- ・ 令和 7 年 9 月 18 日付の官報告示により史跡犬山城跡に追加指定された犬山市福社会館跡地について、本計画の策定は令和 7 年 6 月であるため、本書における記載は追加指定候補地としている。

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1	第3章 指定地及び追加指定候補地の概要	61
1-1 計画策定の沿革	1	3-1 指定の状況（史跡・国宝天守）	61
1-2 計画の目的	2	3-1-1 史跡の指定告示及び指定説明	61
1-3 計画期間	2	3-1-2 国宝天守の指定告示及び指定説明	63
1-4 計画対象範囲	2	3-2 指定地及び追加指定候補地の概要	64
1-5 計画策定の体制と検討の経過	4	3-2-1 史跡犬山城跡及び追加指定候補地の現在に至る経緯	64
1-5-1 委員会組織	4	3-2-2 発掘調査	65
1-5-2 委員会開催経過	4	3-2-3 史跡の本質的価値と構成要素	70
1-6 関係法令	5	3-2-4 将来的に遺構整備の可能性のある要素の把握とその歴史的変遷	76
1-7 上位計画・関連計画	12	3-3 指定地及び追加指定候補地の現状	88
1-7-1 上位計画	14	3-3-1 土地等の所有関係	88
1-7-2 関連計画	16	3-3-2 管理団体の指定	90
1-8 史跡犬山城跡に関連する計画	22	3-3-3 公有化の状況	90
1-9 保存活用計画と「史跡犬山城跡整備基本計画」との関連性	26	第4章 史跡の現状と整備に向けた課題	91
第2章 計画地の現状	29	4-1 調査・研究に係る現状と課題	91
2-1 自然的環境	29	4-2 防災・防犯に係る現状と課題	94
2-1-1 地形・地質	29	4-3 保存整備に係る現状と課題	99
2-1-2 植生	30	4-4 公開・活用整備に係る現状と課題	108
2-1-3 気候・気象及び年間気温	32	4-5 維持管理と運営体制に係る現状と課題	133
2-2 歴史的環境	33	4-6 情報発信に係る整備の現状と課題	134
2-2-1 犬山市域の歴史	33	4-7 周辺施設や関連機関との連携のための整備に向けた現状と課題	138
2-2-2 犬山市内の関連指定文化財	38	4-8 広域連携のための整備に係る現状と課題	141
2-3 社会的環境	46	第5章 整備の基本理念と基本方針	143
2-3-1 位置	46	5-1 基本理念	143
2-3-2 人口・産業	46	5-2 基本方針	144
2-3-3 広域及び史跡周辺の交通網	46		
2-3-4 犬山市の観光動向と文化観光資源の分布状況	48		
2-3-5 史跡犬山城跡周辺における文化施設・展示関係施設・学校教育施設等の概要	57		
2-3-6 史跡とその周辺環境について連携・協働を行う関連団体	59		

第6章 整備基本計画	147
6-1 全体計画及びゾーニング計画	147
6-2 ゾーン別整備基本計画	154
6-3 遺構保存と環境保全計画	166
6-4 建造物・遺構の復元及び表示計画 ..	176
6-5 園路・動線計画	183
6-6 修景・植栽計画	200
6-7 施設整備計画	204
6-7-1 サイン等整備	204
6-7-2 管理施設整備	217
6-7-3 便益施設整備	218
6-7-4 インフラ施設整備	220
6-7-5 活用施設整備	222
6-7-6 修景施設整備	224
6-8 防災計画	225
6-9 公開・活用計画	228
6-10 事業計画	233
6-10-1 実施計画	233
6-10-2 整備計画図	237